

別紙

諮問第582号

答 申

1 審査会の結論

平成29年度東京都立〇〇学校〇〇科入学者選考「面接調査記録票」及び「面接評価票」の一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分は開示すべきであるが、その他の部分については開示すべきものとは認められない。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「面接での質問内容、質問の数、その質問に対する本人の答えた内容・面接の採点方法、点数配分・どんな答えがもはんなのか・なぜ面接で、70点という点数がついたのか」の開示請求に対し、東京都教育委員会が平成29年1月25日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

入学者選考で行われた面接の点数について、質問内容、質問に対する答え、点数、理由などの開示を請求したところ、開示されたのは審査請求人の子が答えたことのみで、質問内容、点数配分及び評価はほとんど開示されなかった。一番知りたい、何があって、この点数になったのかについて、全く知ることはできなかった。答えのみからの推測で、この点数がついたことは、とても想像もできないし、納得もできない。本番にどのようなことが起き、これほど低い点数がついたのかが知りたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 平成29年度 東京都立〇〇学校〇〇科入学者選考「面接調査」記録票

ア 担当者の「面接官」欄及び「記録者」欄について

開示されることが前提となると、面接の評価結果の基となる面接官及び記録者（以下「面接担当者」という。）による忌憚のない記録が妨げられ、厳正かつ適正な入学者選考の実施が困難になることから、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

イ 「4記録」欄①中の記録ポイントに係る記述及び「行動などについて」の項目について

当該非開示箇所は、東京都立〇〇学校〇〇科入学者選考受検生（以下「受検生」という。）が〇〇科で学ぶことに適しているかどうかを判断するための評価のポイントに係るものである。これらの情報を開示することとなると、受検生がその評価のポイントに絞った受検対策を行うことが想定され、これにより実施機関が〇〇科の生徒として求める生徒像について、受検生が正しく理解することが妨げられ、ひいては適切な入学者選考業務に支障を来すおそれがあることから、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

ウ 「行動などについて」のチェック欄及び「備考」欄並びに「その他印象、身だしなみ等 特記事項」欄について

当該非開示箇所には、受検生が〇〇科で学ぶことに適しているかどうかを判断するための評価のポイントとなる、記録者が判断した内容について、記録者の評価及びコメントが記載されている。これらの情報が開示されることが前提となると、記録者が忌憚のない評価及びコメントを記載することを躊躇し、受検生の〇〇科への適性を正しく判断することが妨げられ、適切な入学者選考業務に支障を来すおそれがあることから、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

エ 「4記録」欄③中の総合評価の記入方法に係る記述について

当該非開示箇所には、評価基準が何段階であるかに係る内容が記載されている。

この情報を開示することになると、後述（2）イと同様の理由により、厳正かつ適正な入学者選考業務に支障を来すおそれがあることから、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

オ 質問内容について

当該非開示箇所は、受検生が〇〇科で学ぶことに適しているかどうかを判断できるように作られている。これらの情報を開示することになると、事前に回答を準備するなど容易に受検対策に利用されることが想定され、受検生の〇〇科への適性を正しく評価することが困難になるとともに、今後の質問の作成においても支障を来すこととなり、厳正かつ適正な入学者選考の実施が困難になるおそれがあることから、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

（2）平成29年度 東京都立〇〇学校〇〇科入学者選考面接評価票

ア 「評価者」欄について

開示されることが前提となると、面接担当者による忌憚のない評価が妨げられ、厳正かつ適正な入学者選考の実施が困難になることから、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

イ 「※評価基準」の内容及び「上記を参考に～」中の記述について

当該非開示箇所には、評価基準が何段階であるかに係る内容が記載されている。これらの情報を開示することとなると、面接における適性判断の基準が明らかになり、受検対策に利用されることが危惧され、ひいては公平・公正な入学者選考業務に支障を来す。

また、当該内容は、指導経験を積み、評価者としての訓練を受けた面接担当者を使用することを前提としているため、面接担当者以外の者が見た場合、その内容を適切に把握できず、面接の結果について疑義を生じさせ、その結果として入学者選考の公平性・公正性に対する信頼感を損ね、面接評価のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者選考業務に支障を来すおそれがあることから、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

ウ 「評価」欄について

開示されることが前提となると、面接官が率直な評価を行うことが妨げられ、厳正かつ適切な入学者選考業務に支障を来すおそれがある。

また、評価基準の適切な把握がなされない状況でこの情報を見た場合、面接の結果について更なる疑義を生じさせ、その結果として入学者選考の公平性・公正性に対する信頼感を損ね、面接評価のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者選考業務に支障を来すおそれがあることから、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|-----------------------|
| 平成29年 4月11日 | 諮問 |
| 平成29年 7月26日 | 新規概要説明（第178回第一部会） |
| 平成29年 8月23日 | 実施機関から理由説明書收受 |
| 平成29年 8月28日 | 実施機関から説明聴取（第179回第一部会） |
| 平成29年10月31日 | 審議（第181回第一部会） |
| 平成29年11月22日 | 審議（第182回第一部会） |
| 平成29年12月20日 | 審議（第183回第一部会） |

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都立〇〇学校〇〇科入学者選考について

(ア) 入学者選考について

東京都立知的障害特別支援学校高等部の職業教育を主とする専門学科の入学者選考（以下「入学者選考」という。）は、平成29年度入学者選考においては「東京都立学校の管理運営に関する規則」（昭和35年東京都教育委員会規則第8号）、「平成29年度都立特別支援学校幼稚部入学相談及び高等部等入学相談・入学者選考実施要項の制定について」（平成28年6月10日付28教学特第131号）及び「平成29年度入学者東京都立特別支援学校高等部等入学相談及び入学者選考実施要項・同細目の作成について」（平成28年6月1日付28教学特第256号）に基づき、「平成29年度東京都立知的障害特別支援学校高等部〇〇科及び〇〇科入学者選考実施要項」（平成28年6月10日付28教学特第131号。以下「要項」という。）及び「都立特別支援学校高等部等入学者選考実施要項細目」（平成28年6月10日付28教学特第255号。以下「細目」という。）の定めるところにより実施している。

(イ) 採点について

入学者選考は、要項中Ⅰ第6項において、調査書、適性検査、面接を総合した成績により行うこととされており、細目中Ⅰ第5項において、適切に基準を定めた上、それぞれの結果を点数化することとなっている。採点は、当該〇〇科設置校において、校長を委員長として組織される採点委員会が実施する。

イ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人の子が受検した平成29年度東京都立〇〇学校〇〇科入学者選考において、面接の際に使用した面接調査記録票（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び面接終了後に作成した面接評価票（以下「本件対象保有個人情報2」という。）である。

なお、本件開示請求及び審査請求は、未成年者である子の法定代理人が本人に代わって請求したものである。

ウ 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象保有個人情報 1 及び本件対象保有個人情報 2 のうち、別表 1 に掲げる本件非開示情報 1 から 8 までを条例16条 6 号に該当するとして、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

エ 条例の定めについて

条例16条 6 号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

オ 本件非開示情報 1 から 8 までの条例16条 6 号該当性について

(ア) 本件非開示情報 1 及び本件非開示情報 6 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 及び本件非開示情報 6 には、入学者選考の面接調査を行った面接担当者の氏名が記載されていることが確認できた。これらの情報を開示することにより、面接担当者は忌憚のない記録を避け、その結果、厳正かつ適正な入学者選考の実施が困難になると認められる。

したがって、本件非開示情報 1 及び本件非開示情報 6 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 を含む記録票の「4記録」欄の記載内容は、面接担当者に向けた一般的な注意事項であると認められた。よって、これらの情報は審査請求人の保有個人情報には該当しないことから、本来本件審査請求に係る開示請求の対象とはならないものである。したがって、本件非開示情報 2 は、開示すべきものとは認められない。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、面接における行動などについての着眼点が記載されていることが確認できた。この情報を開示すること

により、受検生が評価ポイントに特化して面接対策を行うことが想定され、そのことにより、実施機関が〇〇科の求める生徒像に合致した受検生を選考することが妨げられ、適切な入学者選考の実施に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 3 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 には、面接における行動などについての着眼点に対する評価及び備考並びにその他印象、身だしなみ等、特記事項に関する記録者の所見が記載されていることが確認できた。これらの情報を開示することにより、記録者が忌憚のない評価及びコメントを記載することを躊躇し、受検生の〇〇科への適性を正確に判断することが妨げられ、適切な入学者選考の実施に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 4 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 5 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 5 には、入学者選考の面接調査における質問項目が記載されていることが確認できた。これらの情報は、審査請求人の子が本件選考において質問された項目であり、しかも評価項目欄及び回答した内容が既に開示されているため、それらに対応する質問項目は容易に推測されると考えられる。したがって、実施機関の主張するような支障までは認められず、条例16条 6 号に該当しないため、開示すべきである。

(カ) 本件非開示情報 7 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 7 には、〇〇科における評価の基準に関する事項が記載されていることが確認できた。当該部分に記載されている内容は一般的な説明にとどまるものであり、これらの情報を開示したとしても、実施機関が主張するような公平・公正な入学者選考の実施に支障を来すお

それがあるとまでは認められず、条例16条6号に該当しないため、開示すべきである。

(キ) 本件非開示情報8について

審査会が見分したところ、本件非開示情報8には、面接の実施後、面接官が評価の観点別に、評価基準に基づいた評価を記入したものであることが確認できた。このような情報が開示されることにより、面接の結果について無用な疑念を生じさせることもあり、その結果として入学者選考の公平性・公正性に対する信頼感を損ね、面接評価のやり直しを求められるなど、面接官が誤解や摩擦が生ずることをおそれ、忌憚のない評価を躊躇することが危惧される。その結果、評価が形骸化し、厳正かつ適正な入学者選考の実施に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報8は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

【別表 1】

| 本件非開示 情報 | 本件対象保有 個人情報 | 非開示とした部分 | 根拠規定 |
|-------------|----------------|---|-------------|
| 1 | 面接調査記録票 | 担当者の「面接官」欄 「記録者」欄 | 条例 16 条 6 号 |
| 2 | | 「4 記録」欄①中の記録ポイントに係る記述 ③中の総合評価の記入方法に係る記述 | |
| 3 | | 「行動などについて」の項目 | |
| 4 | | 「行動などについて」のチェック欄 「備考」欄 「その他印象、身だしなみ等 特記事項」欄 | |
| 5 | | 質問内容 | |
| 6 | 面接評価票 | 「評価者」欄 | |
| 7 | | 「※評価基準」の内容 「上記を参考に～」中の記述 | |
| 8 | | 「評価」欄 | |

【別表 2】

| 本件対象保有個人情報 | 開示すべき部分 |
|------------|-----------------------------|
| 面接調査記録票 | 質問内容 |
| 面接評価票 | 「※評価基準」の内容 「上記を参考に～」中の記述 |